

京丹後市庁舎増築棟整備基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要領

本プロポーザルは、「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画」の基本理念である「幸福を中心軸に 未来への活力を創造する 京丹後のまちづくり拠点」を実現し、増築棟が今後の京丹後市のまちづくりの拠点となる施設となるよう提案を求めるものです。

1 プロポーザルの趣旨

京丹後市は、平成16年に6町が合併して誕生しました。現在、市役所は旧峰山庁舎に、旧5町の庁舎は支所に位置づけるとともに、本庁機能を各庁舎に分散する「分庁舎方式」により行政運営を行っています。

令和2年度に設置された「京丹後市庁舎整備検討委員会」における答申を踏まえ、令和3年度に「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画」を策定しました。

<基本計画における基本方針>

- | |
|---|
| 1 協働・共創のまちづくり ～人が輝き歴史と文化を育む愛着あふれる庁舎～
市民が快適に利用できる空間で、市民の憩いやまちづくりの交流を促進するとともに、歴史・文化の次世代への継承など身近で愛着が持てる庁舎機能を導入します |
| 2 市民と地域を守る ～災害に強く、安心安全な庁舎～
市民の生命・財産、地域の安全・安心を確保する拠点として、今後、更に激甚化が見込まれる災害にも迅速、柔軟に対応できる庁舎機能を導入します |
| 3 すべての人にやさしい ～わかりやすく、使いやすい庁舎～
市民や職員のほか、市外からの観光客なども含めたすべての人に配慮した、わかりやすく、使いやすいWell-being(ウェルビーイング)な庁舎機能を導入します |
| 4 脱炭素・生物共生社会の実現を目指す ～まち、自然、環境に調和した庁舎～
脱炭素・生物共生社会の実現に向け、ライフサイクルコストも考慮した再生可能エネルギー及び省エネルギー技術、緑化等を積極的に取り入れ、まちと自然と環境が調和した庁舎機能を導入します |
| 5 将来の変化に柔軟に対応できる ～機能的で合理的な庁舎～
ライフサイクルシンキングに基づいたフレキシブルで汎用性のある構造・デザインにすることで、仮に20年後もしくは30年後に庁舎を移転した場合の民間利用も想定できる機能的で合理的な庁舎機能を導入します |

この基本方針に沿った庁舎増築棟整備基本・実施設計を行う設計者を広く募るため、公募型プロポーザル方式による設計者の選定を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名

京丹後市庁舎増築棟整備基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

京丹後市庁舎増築棟整備に関する基本設計及び実施設計業務

詳細は、資料1の建設設計業務委託特記仕様書（参考）（以下「特記仕様書」という。）のとおりです。特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和6年2月28日までとします。

なお、基本設計は契約後6か月後までに完了することを目標とします。

(4) 業務の規模（委託限度額）

120,067,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

【内訳】

ア 基本設計業務	28,138,000円
イ 実施設計業務	70,179,000円
ウ 申請及び調査業務等	21,750,000円

(5) 業務概要

庁舎増築棟等に係る、次に掲げる基本設計、実施設計、申請及び調査業務等について行います。

ア 基本設計業務

- (ア) 新築 増築棟
- (イ) 新築 防災倉庫
- (ウ) 改修 峰山庁舎
- (エ) 改修 大宮庁舎

イ 実施設計業務

- (ア) 新築 増築棟
- (イ) 新築 防災倉庫
- (ウ) 解体 既存防災倉庫
- (エ) 解体 峰山総合福祉センター倉庫
- (オ) 駐車場整備 峰山総合福祉センター駐車場

ウ 申請及び調査業務等

- (ア) 開発業務 開発許可申請に伴う敷地測量、開発許可申請業務
- (イ) 地盤調査 ボーリング調査：4か所
- (ウ) アスベスト分析調査 定性・定量分析（解体10検体）
- (エ) ZEBプランニング業務 ZEB Ready達成に向けた整備内容のプランニング等

内容は、京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（以下「基本計画」という。）によります。

(6) 事業規模

増築棟の延床面積は、4,000㎡とします。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号の要件を満たす者としてします。

(1) 一般競争入札の参加者要件関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生等関係

次のいずれかに該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続の申し立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く。）

(3) 暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4) 指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

（５）建築士法関係

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第１０条第１項の規定に該当しない者であること。

（６）所属建築士関係

直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が５人以上所属していること。

（７）技術者経験関係

管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接かつ３か月以上の恒常的な雇用関係にあること。なお、管理技術者にあつては、一級建築士の資格を取得後、１０年以上の実務経験があること。

（８）業務実績関係

次に掲げる主要業務又は同種業務の実績（現に完成しているもの）があること。

※ 地方公共団体等：国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に基づく地方道路公社

ア 主要業務

平成１９年４月１日以降に竣工したもので、地方公共団体等が発注した、延床面積 3,000 m²以上の庁舎（窓口を有する執務室を主としたもの。）の新築又は改築に関する基本設計業務又は実施設計業務を元請又は設計共同企業体の代表構成員として受託し、公告日までに完了した業務（複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち、3,000 m²以上の面積が庁舎（窓口を有する執務室を主としたもの。）の用途であるものに限り。）

イ 同種業務

平成１９年４月１日以降に竣工したもので、地方公共団体等が発注した、平成３１年国土交通省告示第９８号別添２による建築物の類型４（業務施設）又は類型１２（文化・交流・公益施設）に該当し、延床面積 3,000 m²以上の新築又は改築に関する基本設計業務又は実施設計業務を元請又は設計共同企業体の代表構成員として受託し、公告日までに完了した業務（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち、3,000 m²を超える面積が類型１２の用途であるものに限り。）

（９）選定委員会委員関係

選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいいます。

4 業務実施に関する条件

業務実施にあたっては、次の条件をすべて満たす必要があります。当該条件を承知し、本プロポーザルに参加してください。

（１）分担業務分野の再委託について

主たる分担業務分野（総括及び建築（総合・意匠）分野）を再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）は、この限りではありません。

※ 分担業務分野は、建築（総合・意匠）、建築（構造）、電気設備及び機械設備とし、業務内容は参考仕様書に掲げる業務内容とします。なお、参加者においてこれ以外の分野を新たに追加することができます。

（２）予定技術者

ア 管理技術者及び各分担業務分野に担当主任技術者を置くこと。なお、分担業務分野の担当技術者は、複数配置することができます。

イ 管理技術者は、一級建築士であり、日本語に堪能でなければなりません。

ウ 管理技術者及び分担業務の担当主任技術者は、それぞれ1人とします。なお、兼任することはできません。

エ 管理技術者は、3（8）業務実績関係に記載する本業務と同種又は類似する業務の実績を1件以上有していなければなりません。

オ 管理技術者及び建築（総合・意匠）担当主任技術者は、技術提案書提出者の組織に属している者であること。

5 委託する候補者の選定方法

京丹後市庁舎増築棟基本設計等プロポーザル選定委員会設置要綱に規定する京丹

後市庁舎増築棟基本設計等プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、一次審査及び二次審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付します。）を選定します。なお、審査は非公開とします。

（１）一次審査

参加表明書提出者の中から二次審査の対象となる5者程度を選定します。

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により審査します。

なお、必要に応じ選定委員会の意見を聴取し決定します。

（２）二次審査

一次審査で選定された者について、企画提案（技術提案書、見積）、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により審査します。

【二次審査で求める資料】

ア 業務実施方針（本業務の見積価格を含む）

業務実施方針

業務工程表

CASBEE評価データ（注：CASBEE-建築（新築）2021年SDGs対応版評価ソフトを用いたもの。）

イ 技術提案

技術提案書

ウ 業務実施方針及び技術提案に係る内容

業務実施方針及び技術提案では、次に掲げることについて提案を求めます。

（ア）業務実施方針

本業務について次に掲げる項目の内容

a 業務実施方針

- （a）実施工程
- （b）進め方（取組み方針等）
- （c）実施に係る配慮事項
- （d）その他の事項

b SDGs対応方針

SDGs達成に向けて取り組む市の方針を踏まえた庁舎設計の考え方

c 見積価格

(イ) 特定テーマ

基本計画の基本方針等を踏まえた設計上の留意点・解決策などの提案内容

a 市民等の利用に関すること（基本方針 1 及び基本方針 3 に対応）

市民の憩い・交流促進、歴史・文化継承に係る機能、すべての人にわかりやすく使いやすいwell-beingな庁舎機能に係る建築計画等の考え方や、全体の考え方（業務実施方針や各特定テーマの趣旨）を踏まえた意匠提案

b 構造・環境等に関すること（基本方針 2 及び基本方針 4 に対応）

災害に迅速、柔軟に対応できる庁舎機能やライフサイクルコスト、再生可能エネルギー、省エネルギー等環境に係る庁舎機能として、構造・ZEB・管理コスト等に係る建築計画等の考え方

c 庁舎の機能に関すること（基本方針 5 に対応）

将来の民間利用も想定できる機能的で合理的な庁舎機能、限られた規模での執務（職員 179 人）・会議（合計 200 人規模）機能、コロナ後の働き方を見据えたオフィスの在り方、既存庁舎との往来機能（庇に限らない。）などに係る建築計画等の考え方のほか、市民等の設計への参加・参画や提案者の実績・経験、地域特性などの状況を踏まえた独自の提案に係る考え方など。なお、デジタル社会の到来を見据えた新しい働き方に対応できる設計が望まれる。

6 選定委員会の組織

氏 名	所属・役職
◎尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校建築システム工学科 教授
川久保 俊	法政大学デザイン工学部建築学科 教授
大庭 哲治	京都大学経営管理大学院 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 准教授
山崎 眞治	京都府建設交通部 営繕課長
中西 和義	京丹後市 副市長

◎ 委員長

(敬称略、順不同)

7 実施スケジュール

区分	実施内容	実施期間
公告	公募型プロポーザル公告	令和4年6月6日（月）
一次審査	プロポーザル参加表明書等の受付	令和4年6月6日（月）から 令和4年6月24日（金）まで
	質問受付	令和4年6月6日（月）から 令和4年6月13日（月）まで
	質問回答	令和4年6月17日（金）予定
	一次審査結果の通知（技術提案依頼）	参加表明書等受付期間終了後、 概ね10日以内
二次審査	技術提案書の受付	令和4年7月7日（木）から 令和4年8月18日（木）まで
	技術提案質問受付	令和4年7月7日（木）から 令和4年7月13日（水）まで
	質問回答	令和4年7月20日（水）予定
	技術提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年8月29日（月）予定
	二次審査結果の通知	令和4年9月9日（金）予定
契約	見積書の提出	令和4年9月16日（金）予定
	契約	令和4年9月26日（月）予定

8 一次審査

（1）提出物

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 参加者の業務実績一覧（様式第2号）
- ウ 参加者の業務実績資料（様式第3号）
- エ 管理技術者等の業務実績等（様式第4号）
- オ 管理技術者等の業務実績資料（様式第5号）

（2）提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）

（3）提出期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月24日（金）まで

持参による受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

（４）提出先

〒 6 2 9 - 8 5 6 7

京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号（直通） 0 7 7 2 - 6 9 - 0 1 2 0

ファクシミリ番号 0 7 7 2 - 6 9 - 0 9 0 1

（５）提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

（６）評価項目

提出書類の評価は、次の評価項目について審査します。

2 5 点

審査項目	評価項目			配点	
担 当 チ ーム の 能 力	(1) 事業所の実力	業務実績		8 点	
	(2) 管理技術者	資格・経験、業務実績、繁忙度		5 点	
	(3) 主任技術者	建 築	総合・意匠	資格・経験、業務実績、繁忙度	4 点
			構造	資格・経験、業務実績	2 点
			積算	資格・試験、業務実績	2 点
		電気	資格・経験、業務実績		2 点
機械		資格・経験、業務実績		2 点	

（７）審査

書面による審査を行います。

ア 審査方法

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により点数評価します。

イ 選定等

二次審査の対象者を 5 者程度選定します。

一次審査の評価得点は、二次審査に持ち越さないこととします。

9 二次審査

一次審査で選定された者に対し、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査します。

(1) 提出物

- ア 技術提案書表紙（様式第6号）
- イ 業務実施方針（様式第7号）
- ウ 業務工程表（様式第8号）
- エ CASBEE評価データ（注：CASBEE-建築（新築）2021年SDGs対応版評価ソフトを用いたもの。）
- オ 技術提案（様式第9号）

(2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）とします。

(3) 提出期間

令和4年7月7日（木）から令和4年8月18日（木）まで
持参による受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 提出先

〒629-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室
電話番号（直通） 0772-69-0120
ファクシミリ番号 0772-69-0901

(5) 提出物の作成、部数等

参加表明書及び技術提案書作成要領に従い作成し提出してください。

（６）評価項目

技術提案の評価項目は、次に掲げるとおりとします。

100点

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	20点
	（１）業務実施方針	（10）
	（２）SDGs対応方針	（10）
実施方針の妥当性（適格性、機能性、成果達成の期待度など）	特定テーマに対する提案内容	75点
	（１）市民等の利用に関すること	（25）
	（２）構造・環境等に関すること	（25）
	（３）庁舎の機能に関すること	（25）
経費の見積価格	算式： $(5 - 1) \times [\{ 1 - (\text{見積価格}) \div (\text{予定価格}) \} \times 5] + 1$ ※ [] 内が1を超える場合は1とする。	5点

（７）プレゼンテーション及びヒアリング**ア 開催日時**

プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所、留意事項は、一次審査終了後に別途通知します。

イ 時間

準備を含め40分程度を予定

ウ 説明

説明は、パワーポイント等を使用することができます。

エ 説明者

説明者は、当該業務に予定する管理技術者及び建築担当主任技術者を含む6人以内とします。なお、本業務に従事する技術者以外の者の出席を認めません。

オ その他**（ア）非公開**

ヒアリングは、非公開とします。

(イ) 入出

自己のヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。

(ウ) ヒアリング内容

ヒアリングにより求める内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とします。

(エ) 模型等

ヒアリングにおいては、模型等を使用することができます（模型等を用いる場合は、現地で審査することができない審査員があることを踏まえ、効果的なプレゼン方法を工夫すること。）。

(オ) WEB会議方式への変更

新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリングをWEB会議方式で実施する場合があります。なお、WEB会議方式とする場合は、緊急の場合を除きヒアリング日の7日前までに通知します。

(8) 審査

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

ア 審査方法

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準により点数評価します。

イ 選定等

評価点により順位付けします。

10 選考結果の通知

(1) 一次審査

参加表明書受付期間終了から概ね10日後を目途に、参加表明者全員に結果を通知します。二次審査対象者には、併せて、技術提案を依頼します。

(2) 二次審査

技術提案提出者全員に、結果を通知します。

1 1 資料について

資料は、京丹後市ホームページに掲載しています。

- (1) 京丹後市庁舎増築棟整備基本計画
- (2) 建築設計業務委託特記仕様書（参考）
- (3) 現況インフラ図
- (4) 峰山庁舎建設時の地質資料

1 2 質問受付等について

(1) 質問の方法

ア 本プロポーザルに関する質問

質疑書（様式第10号）に質問事項を記載し、担当部署へメール及びファクシミリしてください。

イ プロポーザルの手続及び様式等に関する質問

担当部署へ電話してください。

<担当部署>

〒629-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号（直通） 0772-69-0120

ファクシミリ番号 0772-69-0901

E-mail kikaku@city.kyotango.lg.jp

(2) 質問の受付期間

ア 一次審査に関すること

令和4年6月6日（月）から令和4年6月13日（月）まで

イ 二次審査に関すること

令和4年7月7日（木）から令和4年7月13日（水）まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、京丹後市ホームページに掲載します（プロポーザルの手続き及び様式等に関する質問を除く。）。

1 3 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が提出期間内に提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3 参加資格要件」に規定する各要件を欠くこととなった場合
- (7) 選定委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- (8) その他本要領に違反すると認められた場合

1 4 契約の締結

(1) 契約締結交渉

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次席者と交渉を行います（次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と交渉を行います。以下同様に取り扱います。）。

(2) 契約予算額

契約の予算額は、次のとおりとします。

120,067,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

受注候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とします。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しません。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本市の指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、提出期限内必着とし、配達確認ができる方法に限ることとします。なお、提出書類を持参以外の方法による場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。

- (6) 提出された書類等は審査及び説明のため写しを作成し使用することができるものとします。
- (7) 提出期限後は、提出書類の差し替え等を行うことができません。
- (8) 管理技術者等の業務実績等（様式第4号）に記載した技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更することができません。
- (9) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (10) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立てを受付けません。
- (11) 企業実績、配置する技術者の業務実績等事実確認をするため、追加資料の提出を求めることがあります。
- (12) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、市ホームページ等で公表することがありますので、了承してください。
- (13) 参加表明書等の様式は、京丹後市ホームページから入手してください。